

<黒東小学校いじめ防止基本方針>

1 黒東小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

入善町立黒東小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「黒東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 いじめ問題への対応について

(1) いじめの未然防止

ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。

イ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動や体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。

ウ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

エ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

オ いじめにつながりやすい感情が育たないように、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。

カ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。

キ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

<平成27年度の具体的な取組>

- ・ あいさつ運動の推進
- ・ ふわふわ言葉の奨励（「ふわふわ言葉の木」の設定）
- ・ なかよしタイムや集会活動での異学年交流の充実（リーダーシップ、フォロアーシップの育成）
- ・ 委員会活動の充実（児童の主体的な活動を支援）
- ・ 温かい雰囲気学の学級づくり（Q-U調査、ソーシャルスキルトレーニングや人間関係づくりの活動の導入、自尊感情を育む言葉かけ）
- ・ 子供が見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法の工夫
- ・ 学習規律の徹底
- ・ 朝の会や帰りの会、授業、児童会活動等におけるコミュニケーション能力の育成
- ・ 校内人権週間の設定と児童による人権宣言

※参照 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見

- ア 休み時間等に校内を巡視し、子供たちの様子を見守る。また、日記や日常会話、個人面談、家庭訪問等を通し、アンテナを高くして子供たちを見守る。
- イ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ウ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施していじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- エ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備する。また、各種たよりを通して、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめに対する対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ウ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、「黒東小いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- エ 速やかにいじめの事実の有無や内容を確認し、結果を町教育委員会に報告するとともに、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- オ 犯罪行為を伴うものなど、学校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と

相談をして対応する。

カ いじめられた子供又はその保護者への支援を行う。

- ・ 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
- ・ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
- ・ 状況に応じて心理や福祉などの専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。

キ いじめた子供とその保護者に指導・助言を行う。

- ・ 複数の教職員が連携し、必要に応じて SC や SSW、教員、警察官経験者等外部専門家の協力も得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- ・ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ・ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。

ク いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

ケ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。

コ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。

サ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。

シ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。

セ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

3 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

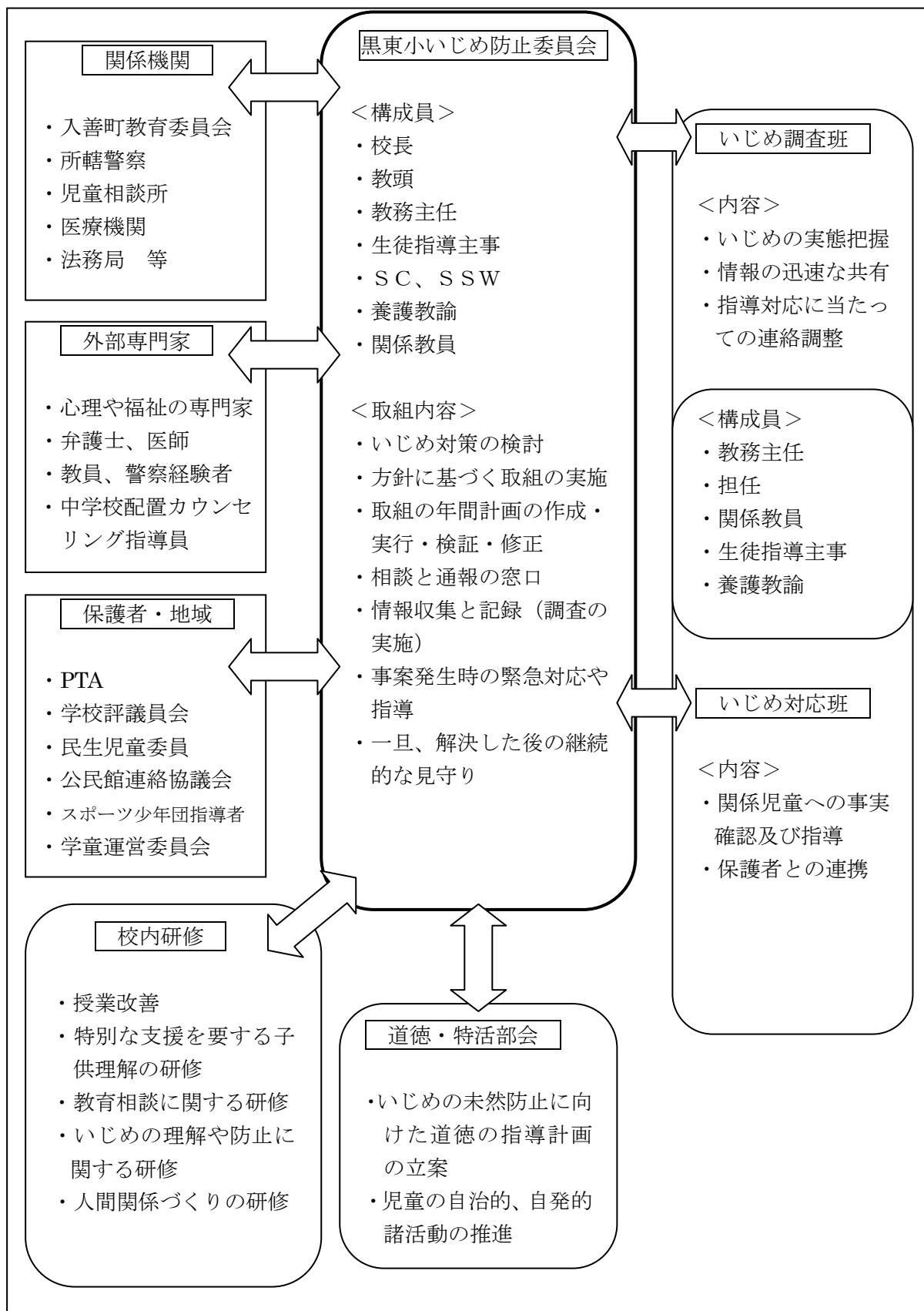
- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

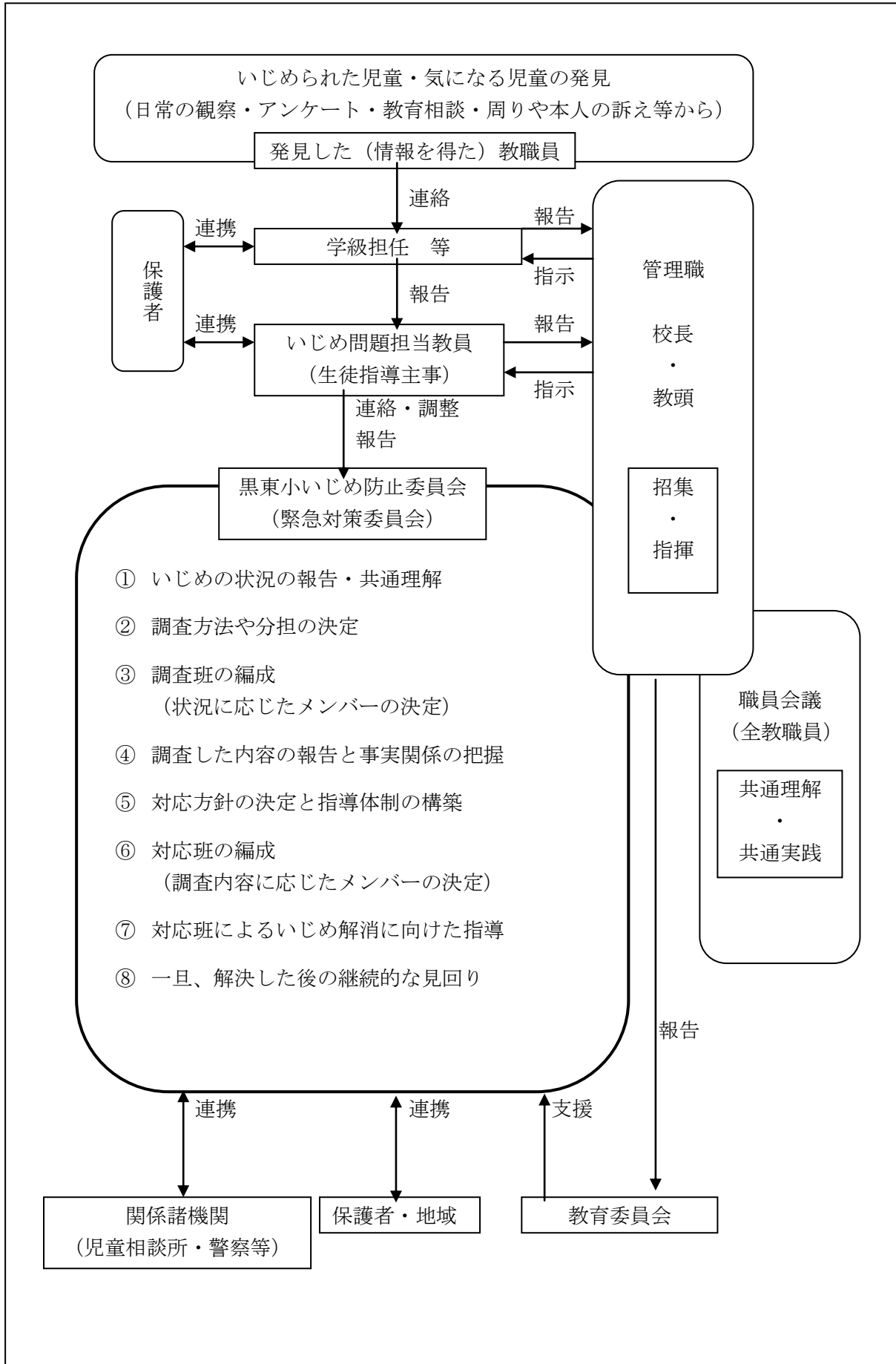
- ・ 速やかに入善町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。(窓口は教頭)

※参照「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成23年3月 文部科学省)

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (「法」第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	<p>黒東小いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p>	<p>PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発</p>	<p>事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施</p>	<p>いじめ問題に関する職員研修会①</p>	
未然防止への取組	<p>いじめ実態把握調査・Q-U 調査</p>	<p>① 学級づくり 人間関係づくり (全校集会・遠足・宿泊学習 等)</p> <p>児童会による「ふわふわ言葉運動」の取組</p>			
早期発見への取組			<p>いじめ・生活アンケート①</p> <p>教育相談週間</p>	<p>保護者 学校評価アンケート</p>	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>黒東小いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2, 3学期の指導計画の確認</p>		<p>事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施</p>		<p>いじめ問題に関する職員研修会②</p>	<p>黒東小いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</p>	
未然防止への取組	<p>②学級づくり 人間関係づくり (体育大会・学宿泊学習 スポーツ集会 等)</p>		<p>Q-U 調査</p> <p>児童会による「人権週間」への取組</p>	<p>②学級づくり 人間関係づくり (6年生を送る会・卒業式 等)</p> <p>道徳・特別活動計画へ生かす</p>			
早期発見への取組	<p>いじめ・生活アンケート②</p>		<p>いじめ・生活アンケート③</p> <p>教育相談週間</p>		<p>いじめ・生活アンケート④</p> <p>教育相談週間</p> <p>保護者 学校評価アンケート</p>		

